

居宅介護支援事業所 各位

周南市地域福祉課
周南東部地域包括支援センター
つづみ園地域包括支援センター
徳山医師会地域包括支援センター
周南西部地域包括支援センター
周南北部地域包括支援センター

介護予防サービス・支援計画の目標および評価期間等の変更について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにつきまして、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて本市では、令和3年度から要支援者や事業対象者に対する入口支援を充実させ、もとの暮らしを取り戻すことを目指すために、様々な取り組みを進めております。

これらの取組が関係職員に参加・活用され、一定の理解や意識の変化がみられていることから、令和5年4月1日より、本市の介護予防サービス・支援計画（以下「介護予防ケアプラン」という。）の目標および評価期間等につきまして、下記のとおり変更することといたしました。

つきましては、貴所属の介護支援専門員の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、新規の要支援者や事業対象者につきましては、支援開始時に必ず説明リーフレット（別紙1）を用いて本人および家族へご説明いただき、サービスを利用される場合は、目標・評価期間に関わらず、常に対象者へ自立支援に向けたアセスメントと適切な目標設定、目標達成に向けた働きかけを行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 変更点

- (1) 介護予防サービスは、届出時期や加算の有無にかかわらず、目標・評価期間を原則6か月とする。
※運動器・栄養・口腔加算ありの場合、目標・評価期間は原則3か月としていたものを、原則6か月に変更できるものとする。（令和3年5月1日以降の届け出者）
- (2) 事業対象者のサービス担当者会議の開催時期（目安）は、開始時、以降少なくとも2年に1回とする。

2 参考

別紙1：説明リーフレット「要支援・事業対象者のみなさまへ」

別紙2：介護予防プランの目標及び評価期間等について（令和5年4月～）

周南市地域福祉課 地域包括ケア推進担当
担当：杉田、河野
電話 0834-22-8462 FAX 0834-22-8396